

西海市部活動の地域移行推進計画

令和6年6月

西海市教育委員会

社会教育課

西海市部活動の地域移行推進に係る基本方針

1 部活動の現状と背景

近年の運動部活動は、少子化による部員不足のため部活動運営が困難になってきており、特に地方部においては学校単位での部活動の存続が年々、難しくなっている。そのような状況下において、国（スポーツ庁・文化庁）は学校部活動の地域移行を提唱し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示した。また、本県においても、令和2年度から「長崎県部活動の在り方に関する検討委員会」を設立し、中学校の運動部活動の地域移行における現状や課題を分析・整理し、令和4年7月に長崎県運動部活動地域移行推進計画を示している。

本市においても同様の状況下の中にあり、人口減少により学校単位での部活動の存続が困難になってきており、早急に部活動の地域移行を進める必要がある。

2 中学校部活動地域移行推進に係る基本方針

少子化等による社会背景の変化の中にあっても、子どもたちが、多様なスポーツ・文化活動が選択できる環境を整備するため、部活動の地域移行を以下のように推進する。

- (1) 部活動から段階的に地域クラブへの移行を行う。
- (2) 休日の地域移行クラブの状況を検証しながら、平日の部活動についても、地域クラブ化を図っていく。

3 各年度における基本方針

各年度における、部活動の地域クラブへの移行についての基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 令和6年度

各中学校の部活動単位や受け皿となる地域クラブの聞き取り調査を行い、モデルとなる部活動の選定を行う。

また、併せて合同部活動についても検証を行う。

(2) 令和7年度

モデルとなった部活動の検証を行い、その他の部活動について地域移行を推進する。

(3) 令和8年度以降

- ア 休日の全ての部活動について地域移行を完了する。
- イ 平日の部活動について、検証を行っていく。

部活動の段階的な地域移行に向けての推進計画

1 部活動の段階的な地域移行の考え方について

部活動の地域移行においては、少子化等による社会背景の変化の中でも、子どもにとって、多様なスポーツ・文化活動が選択できる持続可能な課外活動の環境を整備していくことが必要である。そのためには、現在部活動の指導に関わる指導者だけでなく、指導を希望する教職員など、地域の協力を得ることが不可欠である。

その推進にあたっては、競技や地域の特性によって違いがある現状から、国のガイドラインに従い、特性に応じ柔軟に進めていくことが重要である。

2 部活動の段階的な地域移行について

(1) 休日の部活動の段階的な地域移行

休日の部活動の地域移行について、長崎県では目標時期を令和6年度の開始から2年後の令和7年度末を目途とすることが示されている。しかしながら、県の目標のとおり早期の地域移行が望まれるものではあるものの、検討・準備事項が多岐にわたることや、保護者の理解を得ることが必要であるため、本市では段階的に進めるものとする。

(2) 平日の部活動の段階的な地域移行

平日の部活動の地域移行については、休日の地域移行が可能な部活動から取り組み、地域の実情に応じた休日部活動の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進することがガイドラインに示されている。これは、子どもが多様なスポーツ・文化活動に自主的・主体的に参加する中で、責任感・連帯感を涵養していくため、休日のみでなく、平日の部活動においても地域移行が望まれると考えられる。

一方で、現状においては、平日の部活動の地域移行に関する具体的な期限はなく、休日の部活動の段階的な地域移行の取組の進捗を踏まえて、検証及び検討をしていくものとする。

3 各年度の計画について

(1) 各年度のスケジュール

i 令和6年度

各中学校の部活動単位や受け皿となる地域クラブの聞き取り調査を行い、モデルとなる部活動の選定を行う。

また、併せて合同部活動についても検証を行う。

ii 令和7年度

モデルとなった部活動の検証を行い、その他の部活動についても休日の地域移行を行う。

iii 令和8年度以降

ア 休日の全ての部活動について地域移行を完了する。

イ 平日の部活動について、検証を行っていく。

4 生徒の多様な活動機会の確保について

生徒が、多様なスポーツ・文化活動に、主体的・自主的に参加できる機会を確保するには、持続可能性の観点から、地域の協力体制作りが必要である。

そのためには、地域移行後の活動にも現在の外部指導者の協力を得ることが必要である。また、指導を希望する教職員が、兼職兼業の許可を得て指導することが見込まれる。

なお、生徒にとっては上記の地域活動に限らず、民間のスポーツ・文化関係クラブや、スポーツ少年団、社会教育関係団体なども、選択肢となり得る。

5 指導者の確保や研修について

(1) 指導者の確保について

指導者の確保にあたっては、地域が参加できる仕組み作りが大切である。多くの指導者を確保する体制を早期に確立することが求められるが、地域の自発的な協力を得られることが望ましいため、周知徹底に努め、段階的に指導者を増やしていくことが必要である。

そのためには、既存の外部指導者から指導者の確保に努め、指導を希望する教職員には、兼職兼業の許可を得て地域クラブの指導者として加わり、地域クラブの体制を整えていくものとする。さらに、地元企業や各種団体等からの支援や協力を得ながら指導者の確保に努めていく。

(2) 指導者の研修について

地域活動の指導者については、国が定める地域移行の時期にあつては学校部活動との連携が意識されるところであり、関連して指導者は技術的な指導のみならず、教育的要素についても理解した人物が指導にあたることが望ましい。

そのため、今後地域クラブの指導者育成には、教職員等を含め教育委員会が主体となり、教育的要素部分についての研修を行うことを検討していく。

さらに、地域住民や保護者が安心して信頼できる地域クラブになるように努め

ていく。

6 保護者の負担について

これまでの部活動では、教員が指導を担っているため指導料が生じず、よって保護者が部活動で負担する金額は、比較的低廉であった。しかし、地域による活動においては、指導料が発生することなどが見込まれ、活動にかかる費用の増大が予想される。

地域において長期的に活動を行っていくことができる持続可能性という観点から、地域活動においては、受益者負担を原則としていくことは避けられず、この費用負担増によって、参加できない家庭が生まれることが想定される。しかし、家庭の経済状況等にかかわらず、誰でも地域活動に親しむ機会を確保することは重要である。

本市では、国の動向を注視しながら国庫補助金などを活用し、経済的に困窮する家庭でも地域活動への参加を容易にするために、直接的・間接的な支援を検討していく。

今後は、すべての生徒が地域活動に参加しやすい環境の整備に向けた取組も検討していくものとする。

7 関係者（学校、保護者、関係団体等）への周知について

本方針により、西海市の部活動の地域移行についての考えが明確に示されることとなる。この方針の内容について、関係者に周知を図り、理解を得て、学校、保護者、関係団体等、すべての関係者と共に、地域移行を進めていく。